

添付資料(1)

(参考資料1)

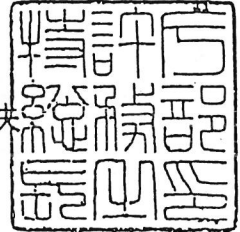
添付資料(1)

特許庁

12特総第804号
平成12年4月5日

財団法人日本特許情報機構
理事長 和田 裕 殿

特許庁総務部長 北爪 由起夫



パトリス料金改定について

1. 特許庁は、「特許庁保有のデータベース等に係る著作権の使用許可要領」に基づき、貴財団に対し使用許可している特許庁保有データベースを貴財団が使用することにより、パトリスを通じて一般の求めに応じ適正な料金で安定的、継続的かつ公平に特許情報の提供を行うことを期待しているところであるが、今般、貴財団が平成10年10月に実施したパトリス料金の改定により、貴財団と一部ユーザーとの間で混乱が生じていることは、遺憾である。
2. 本改定は、接続時間料金の比重を小さくし、コンピュータシステム及びデータの資源を利用する度合いに応じて課金するとの考え方に基づく料金体系を導入し、パトリスのユーザー間のコスト負担の適正化を図ることを目的としており、その基本的方向性については、近時の通信回線の高速化等の高度情報化の進展を踏まえたものであり、妥当であると認識している。
3. しかしながら、本改定によって一部ユーザーが従前の料金体系に比して大幅な値上げとなることも事実であり、結果として、以下の点において、貴財団が行ってきた本改定の一連の手續及び対応に問題があったと考えている。
 - (1) 特定ユーザーへの個別の優遇措置がユーザー間の公平性を欠いていること
 - (2) 一部ユーザーに対して、従前の料金体系に比べ3～4倍もの大幅値上げになる場合がある新料金体系について、貴財団が考える妥当性を一部ユーザーに十分に理解されていないこと
 - (3) 本改定のユーザーへの通知を約定に規定された30日前までに行わなかったこと
4. 従って、
 - (1) これまでユーザーに対して公平に特許情報を提供することを条件に貴財団に対して特許庁保有データベースを交付しており、貴財団が同データベースを利用してパトリスサービスを実施していること、及び
 - (2) ユーザーが当該データベースを利用するためには、実質的にパトリス以外の代替手段が存在しないことに鑑み、混乱を生じている一部ユーザーに対して、貴財団が、引き続き本改定の考え方及びその趣旨について更なる十分な説明を行うとともに、その妥当性について理解されるよう努力を払われたい。

また、今回の問題の発生を踏まえ、今後のパトリス料金の改定に際しては、パトリスサービスが特許庁保有データベースを使用していることに鑑み、改定の考え方、スケジュール、影響を受ける者への配慮等について特許庁と事前調整を行われたい。